

県民の理解と協力の確保について



警 察 本 部

目 次

はじめに

第1 県民の声を『聴く』活動の推進

1 警察署協議会の運営状況	5
(1) 設置の趣旨・目的	5
(2) 委員の委嘱	5
(3) 会議の内容	6
(4) 代表者会議の開催	7
2 広聴活動の推進状況	8
(1) 広聴活動の基本的心構え	8
(2) 相談窓口	8
(3) 広聴の受理と管理	9
(4) 窓口環境等の整備	9
3 苦情申出制度の状況	9
(1) 苦情の受理	9
(2) 苦情の処理	10
4 感謝事例・改善事例の状況	10

第2 県民に『知らせる』活動の推進

1 報道機関を通じた広報	11
2 テレビによる広報	11
3 ラジオによる広報	12
4 インターネットによる広報	12
(1) ホームページ	12
(2) SNS等	13
5 庁舎見学による広報	14
6 ポスターや広報紙による広報	14
7 警察音楽隊による広報	15
8 情報公開・個人情報の開示請求等への対応	15
(1) 情報公開	15
(2) 情報提供	15
(3) 個人情報の開示等	16

第3	被害者等を『支える』活動の推進	
1	犯罪被害者等に対するきめ細かな支援活動の推進	16
(1)	被害者支援のための体制	16
(2)	被害者支援のための基本的活動	17
(3)	被害者相談の受理、カウンセリング等の推進	17
(4)	犯罪被害者等に対する経済的支援	17
(5)	関係機関・団体等との連携	18
(6)	広報啓発活動の充実	19
(7)	支援担当者に対する研修	19
2	県民の協力確保に向けた取組	19
(1)	県民に対する感謝状等の贈呈	19
(2)	警察官の職務に協力援助した者等の災害に対する補償	19

はじめに

県民の安全と安心を確保する警察活動を行うためには、県民の理解と協力が不可欠である。

県民の声を聴き、これを的確に把握して警察運営に反映させ、警察活動への県民の理解を得るとともに、県民との信頼関係を築き、協力体制を確立するため、県警察では

- 警察署協議会の意見や相談・苦情の受理等の県民の声を『聴く』活動
- 広報活動や情報公開等を通じて県民に『知らせる』活動
- 被害者等を『支える』活動

を重点に県民の視点に立った各種警察活動の推進に努めている。

第1 県民の声を『聴く』活動の推進

1 警察署協議会の運営状況

(1) 設置の趣旨・目的

警察署協議会は、警察署長の諮問機関として県下全警察署に設置され、警察署の業務運営に関して、

- 住民等の意見を聴く
- 住民等に説明し理解と協力を求める場として活用されている。



【淡路警察署協議会の開催状況】

(2) 委員の委嘱

地域における安全に関する問題について、幅広く住民の意見、要望を把握するため、所属団体や年齢層などに配慮して委員の委嘱を行っている。

【委員の職業等】

(令和5年11月30日現在)

	事業者	教育	自治会	医療福祉	自治体	保護司	学生	その他	合計
人数 (%)	83 (26.1)	57 (17.9)	60 (18.9)	33 (10.4)	37 (11.6)	13 (4.1)	7 (2.2)	28 (8.8)	318

【委員の年齢構成等】

(令和5年11月30日現在)

	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	合計
人数 (%)	0 (0.0)	7 (2.2)	12 (3.8)	31 (9.7)	109 (34.3)	93 (29.3)	64 (20.1)	2 (0.6)	318
男性	0	1	9	20	66	47	39	1	183
女性	0	6	3	11	43	46	25	1	135



(3) 会議の内容

各警察署において、年間3回又は4回会議を開催し、警察署長からの諮問に応じるとともに、警察運営について警察署長に対して意見を述べるなど、安全・安心なまちづくりに向けた協議が行われている。

【諮問の内訳（部門別）】

区分	年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R4年 11月末	R5年 11月末	増減
	数	204	199	103	91	124	114	160	
総	総警務	32	48	21	13	10	10	17	+7
	刑事	7	7	7	3	2	2	6	+4
	生活安全	55	52	35	32	40	35	44	+9
	地域	33	25	4	6	19	17	21	+4
	交通	46	42	22	26	32	29	41	+12
	警備	31	25	14	11	21	21	31	+10

【警察署協議会からの答申等を反映した施策の事例】

事例	特殊詐欺被害防止に向けた取組（川西警察署）
<p>「若者が受け子などにならないよう指導啓発に取り組んでいただきたい」との答申を受け、管内の大学と協同し、学生参加型のディスカッションを取り入れた防犯講話を開催し規範意識の向上に努めるとともに、学生のアイデアから小学生と「マゴコロ缶」を作成し高齢者などに配布するなど特殊詐欺被害防止に向けた取組を推進した。</p>	 <p>【マゴコロ缶】 【学生参加型のディスカッション】</p>
事例	自転車ヘルメット着用促進に向けた取組（宍粟警察署）
<p>「YouTubeやSNSを有効活用して幅広い世代に啓発してはどうか」との答申を受け、行政機関や関係機関等の協力を得て、署員が出演、演出を行う自転車ヘルメット着用促進動画を作成し、YouTube「兵庫県警察公式チャンネル」や、宍粟市役所のモニター等で放映し、効果的な広報啓発活動を推進した。</p>	 <p>【制作した動画「自転車の安全運転」】</p>

【警察の業務について理解を求める活動事例】



【鑑識体験】

【災害用資機材の体験】

【警察学校での訓練視察】

(4) 代表者会議の開催

警察本部において警察署協議会代表者による全体会議を開催し、県警察の業務や取組について紹介するとともに、代表者相互の意見交換を行い、各協議会の取組や活動事例の共有を図るなど警察署協議会の更なる充実に努めている。



【県警察の取組紹介（自動通話録音装置）】



【代表者相互の意見交換】

2 広聴活動の推進状況

警察に対する県民からの相談や苦情については、県民の声を真摯に受け止め、適切かつ組織的な対応を図るとともに、警察運営に反映させるなど、県民の理解と協力を得る活動（以下「広聴活動」という。）を推進している。

(1) 広聴活動の基本的心構え

広聴活動の実施に当たっては、管轄や相談などの内容を問わず、常に関係者の立場に立った誠意ある応接に努めている。

(2) 相談窓口

ア 県民相談センター

総合相談窓口として県民広報課に「県民相談センター」を設置し、「警察相談専用電話（#9110）」や面談などにより、県民が警察に対してためらうこと無く相談などが行えるよう環境を整備している。



【警察相談専用電話の受理状況】

イ 専門相談窓口

専門的知識を必要とする性犯罪、暴力団犯罪、ストーカー・DV事案などに関する相談の受理や各種支援制度の案内のほか、広く県民からの情報提供を受けるため、警察本部に各種専門相談窓口を設置している。

【専門相談電話】

名 称	電 話 番 号	24時間受付	主 管 課
被害者こころの電話	0120-338-274		警 務 課
性 犯 罪 被 害 110 番	#8103(ハートさん) 又は0120-57-8103	○	捜 査 第 一 課
暴力110番ヤクザゼロ	0120-20-8930	○	暴 力 団 対 策 課
企 業 ホ ッ ト ラ イ ン	078-341-5351		
暴力団離脱相談電話	078-361-8704		薬 物 銃 器 対 策 課
拳銃110番報奨制度	0120-10-3774	○	
覚 醒 剤 110 番	078-361-0110	○	人 身 安 全 対 策 課
ストーカー・DV相談電話	078-371-7830	○	
ヤミ金融・悪質商法110番	078-371-9110		生 活 経 済 課
アニマルポリス・ホットライン	078-371-8974		
少年相談室(ヤングトーク)	0120-786-109		少 年 課
痴漢等被害相談所	078-382-0530	○	鉄 道 警 察 隊
安全運転相談ダイヤル	#8080 (ハレバレ)		運 転 免 許 課

ウ 相談窓口の周知

警察相談専用電話（#9110）や専門相談窓口については、兵庫県警察ホームページや各種キャンペーンのほか、広報紙などにより周知を図っている。

(3) 広聴の受理と管理

令和4年中における広聴の受理件数は約10万1千件であり、これら全ての広聴は、平成15年2月から運用している「警察総合相談管理システム」を活用し、所属間での情報の共有化を図るとともに、迅速かつ組織的な対応に努めている。

【県下における広聴の受理件数】

区分 \ 年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R4年 11月末	R5年 11月末	増減
警察相談	76,596	73,782	83,559	97,668	101,240	92,974	95,575	+2,601
苦情	680	461	804	826	743	685	649	- 36
合計 (県民相談センター での受理分)	77,276 (7,587)	74,243 (3,805)	84,363 (3,359)	98,494 (4,307)	101,983 (4,569)	93,659 (4,518)	96,224 (3,979)	+2,565 (- 539)

(4) 窓口環境等の整備

ユニバーサル社会づくりの実現に向け、警察施設のバリアフリー化や外国語・点字による案内表示などの整備を進めているほか、警察署の窓口に「総合案内」と記した机上札を設置し、来庁者が安心して相談などができる環境を作り、利便性の向上に努めている。



【机上札】



【警察署窓口（宍粟警察署）】

3 苦情申出制度の状況

苦情申出制度は、第一線における職務執行の問題点を把握し、適切な措置を講じ、もって国民の意見を警察活動に反映させるため、平成13年6月に設けられたもので、その適正な運用に努めている。

(1) 苦情の受理

県民などからの苦情に適切に対応するため、公安委員会又は警察宛ての文書による苦情のほか、文書によらない苦情についてもそれぞれ苦情受理票を作成し、公安委員会、警察本部長に報告している。

【苦情の受理件数】

区分 \ 年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R4年 11月末	R5年 11月末	増減
公安委員会	86	74	96	101	99	89	120	+31
警察	594	387	708	725	644	596	529	-67
合計	680	461	804	826	743	685	649	-36

(2) 苦情の処理

公安委員会宛ての苦情については、公安委員会の指示を受けて事実関係の調査を行い、同委員会の審議を経て、苦情申出者に処理結果を通知している。

警察宛ての苦情については、警察本部長の指揮により事実関係の調査を行い、処理結果を苦情申出者に通知するとともに、公安委員会に報告している。

また、業務改善を要するものについては、組織的な検討を行い、当該業務の改善を図るほか、職員に対して必要な指導教養を行っている。

4 感謝事例・改善事例の状況

県警察には、警察職員の職務執行に対する多数の謝意が寄せられており、これら県民の声を「感謝のこえ」として兵庫県警察ホームページに掲載している。

また、令和3年10月から、県民の要望により業務改善を行った事例を「改善事例」として掲載し、警察活動に対する県民の理解と協力の確保を図っている。



【兵庫県警察ホームページの感謝のこえ・改善事例】

【謝意の受理件数】

区分 \ 年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R4年 11月末	R5年 11月末	増減
謝意	421	743	1,399	2,017	2,026	1,491	1,936	+445

第2 県民に『知らせる』活動の推進

警察活動の実態を広く、正しく県民に伝え、警察に対する関心と理解を深めて、積極的な支持と協力を得る活動として、治安情勢やそれに対する警察の取組について、新聞やテレビなどの報道機関に発表し資料提供などを行っているほか、ラジオ、ホームページ、SNS等のインターネット、広報紙などの様々な広報媒体を活用した情報発信を積極的に推進している。

1 報道機関を通じた広報

報道機関に対して、事件や事故の情報を迅速に発信しているほか、各種施策の実施状況などについても、効果的かつタイムリーな発表や資料提供に努めている。

【記者発表及び資料提供件数】

区分	年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R4年	R5年	増減
						11月末	11月末		
記者発表		19	14	19	19	7	7	6	- 1
資料提供		7,615	6,950	6,651	6,315	6,437	5,901	6,250	+349
合計		7,634	6,964	6,670	6,334	6,444	5,908	6,256	+348
	事件・事故	6,388	5,801	5,815	5,465	5,333	4,892	5,151	+259
	施策	1,246	1,163	855	869	1,111	1,016	1,105	+ 89

2 テレビによる広報

テレビ広報番組「こんにちは県警です」を毎月第1土曜日にサンテレビジョンで放送し、各種警察活動や県民に身近な情報をわかりやすく発信している。

また、県下15警察署では、地元ケーブルテレビ局を活用し、地域住民に対して、防犯や交通事故防止などの身近な情報を発信している。



【テレビ広報番組「こんにちは県警です」】

放送月	放送内容
1月	「新春によせて」 ～県警本部長の抱負～
	「強く・正しく・温かく」 ～令和6年の活動について～

3 ラジオによる広報

毎週月曜日、ラジオ関西の情報番組内に設けられた「パトロールニュース」と題したコーナーで、警察官とアナウンサーが防犯や交通事故防止のポイントなど、県民の安全安心に繋がる情報を発信している。

また、県下16警察署では、地元FM局を活用し、地域住民に対して、防犯や交通事故防止などの身近な情報を発信している。

4 インターネットによる広報

(1) ホームページ

県民のニーズに対応した情報提供を行うため、兵庫県警察ホームページを開設して、県民からの問合せが多い防犯や交通事故防止に関する情報、各種手続、特殊詐欺に関する広報啓発情報を掲載しているほか、県民からの意見・要望などの受付も行っている。

The screenshot shows the official website of the Hyogo Prefectural Police. At the top, there is a navigation bar with a search function and a language selector. Below this is a large banner with the text '兵庫県警察' (Hyogo Prefectural Police) and '特殊詐欺激増中!!' (Special Fraud Increase!!). To the right of the banner, there is a section for '特殊詐欺情報提供制度' (Special Fraud Information Provision System). Below the banner, there is a navigation menu with various categories such as '県警察の紹介' (Introduction of Prefectural Police), '免許・交通' (Licenses and Traffic), '各種手続' (Various Procedures), '事件情報' (Event Information), '各種相談' (Various Consultations), '安全安心な生活' (Safe and Secure Life), and '雑踏警備' (Crowd Control). The main content area features a '新着情報' (New Information) section with a list of recent news items, including 'サイバー防犯通信/サイバーセキュリティセミナーの開催 掲載' (10.17) and 'お知らせ/第6回兵庫県警察フェニックスレスキュー大会開催について' (10.13). At the bottom, there is a section for 'オンライン申請' (Online Application) with the text '令和5年1月4日から申請項目が増えます!' (Starting from January 4, 2023, the number of application items will increase!).

【兵庫県警察ホームページ】

(2) SNS等

より幅広い世代への情報提供を目的として、ソーシャルネットワーキングサービスの「フェイスブック」、「X（旧ツイッター）」、「インスタグラム」、動画共有サービスの「ユーチューブ」を活用し、各種キャンペーンや重要事件に関する情報、事故防止に関する情報、県警のPR動画など、速報性や拡散性といった特性を生かした情報発信に努めている。



【兵庫県警察フェイスブック】



【兵庫県警察 X（旧ツイッター）】



【兵庫県警察インスタグラム】



【ユーチューブ「兵庫県警察公式チャンネル」】

5 庁舎見学による広報

警察活動について、より一層の理解を得るため、警察本部の庁舎見学を受け入れており、通信指令室、交通管制センターなどを案内している。

また、警察署においても庁舎見学を受け入れ、各種活動を紹介している。



【警察本部の庁舎見学の状況】

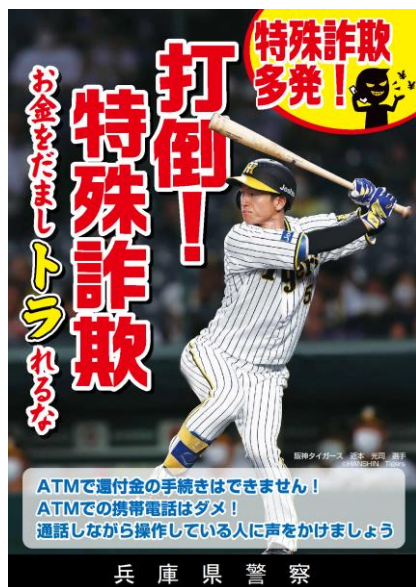
【庁舎見学の人数】

区分 \ 年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R4年 11月末	R5年 11月末	増減
警察本部	20,518	20,830	5,466	2,362	7,289	5,933	8,363	+2,430
警察署	6,752	5,494	3,606	3,065	3,516	3,114	7,568	+4,454
合計	27,270	26,324	9,072	5,427	10,805	9,047	15,931	+6,884

6 ポスターや広報紙による広報

各種施策や取組を強化する活動に関して、兵庫県にゆかりのある著名人の起用や、映画会社などとタイアップして話題性のあるポスターを制作するなど、より効果的な広報に取り組んでいる。

また、各種広報紙を作成し、キャンペーン、会合などにおいて配布しているほか、自治体広報紙への掲載も行っている。



【著名人を起用したポスター】



【タイアップポスター】

7 警察音楽隊による広報

警察音楽隊は、県民と警察を結ぶ「音のかけ橋」として、県内各地で行われる防犯キャンペーンや交通安全運動などにおいて、演奏活動を通じた広報を実施しているほか、定期演奏会などの自主演奏会を開催して、県民と警察との融和を図っている。



【警察音楽隊の活動】

【派遣演奏の状況】

区分	年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R4年 11月末	R5年 11月末	増減
	派遣回数		157	135	22	16	75	68	118

8 情報公開・個人情報の開示請求等への対応

(1) 情報公開

県民の利便性向上に資するとともに、県民への説明責任を果たして警察行政の透明性を確保することを目的に、県民広報課に「県民情報センター」を設置し、情報公開条例に基づき、公文書の公開などを実施している。

また、令和元年10月からは、県警ホームページ内に専用のフォームを設置し、電子申請での請求も受け付けている。

【公開請求の人数及び件数】

区分	年		H30年		R元年		R2年		R3年		R4年		R4年 11月末		R5年 11月末		増減	
	請求 人数	請求 件数	請求 人数	請求 件数	請求 人数	請求 件数	請求 人数	請求 件数	請求 人数	請求 件数	請求 人数	請求 件数	請求 人数	請求 件数	請求 人数	請求 件数	請求 人数	請求 件数
公安 委員会	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	±0	±0
警察 本部長	187	354	164	327	131	306	122	315	138	345	126	273	129	290	290	290	+3	+17

(2) 情報提供

「県民情報センター」では、県民に情報を広く提供するため「文書閲覧コーナー」を設置し、犯罪統計書、交通年鑑、警察白書などの文書を備え付け、公開している。



【文書閲覧コーナー】

(3) 個人情報の開示等

個人情報の保護に関する法律に基づき、個人の権利利益を保護することを目的に、「県民情報センター」において、警察が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止などを実施している。

【開示請求の人数及び件数】

年 区分	H30年		R元年		R2年		R3年		R4年		R4年 11月末		R5年 11月末		増減	
	請求 人数	請求 件数	請求 人数	請求 件数	請求 人数	請求 件数	請求 人数	請求 件数	請求 人数	請求 件数	請求 人数	請求 件数	請求 人数	請求 件数	請求 人数	請求 件数
公安 委員会	0	0	0	0	1	2	3	16	3	15	3	15	0	0	-3	-15
警察 本部長	202	329	206	350	252	501	298	728	282	630	264	582	247	459	-17	-123

第3 被害者等を『支える』活動の推進

1 犯罪被害者等に対するきめ細かな支援活動の推進

(1) 被害者支援のための体制

ア 県下における体制

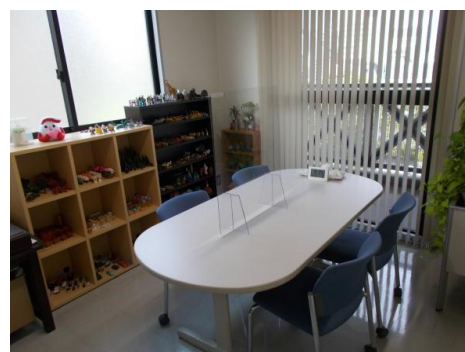
被害者支援担当者を県下46警察署及び高速道路交通警察隊に約1,500名（うち女性約480名）配置している。

また、死傷者多数に及ぶ事件が発生し、警察署の支援担当者のみでは適切な被害者支援を行うことが困難な場合、当該警察署に派遣される本部支援担当者を本部49所属に約120名配置している。

イ 被害者支援室の設置

犯罪被害者等に対する警察活動を組織的かつ適切に推進するため、警務部警務課に被害者支援室（通称：サポートセンター）を設置している。

同支援室は、犯罪被害者等からの各種相談を受理しているほか、臨床心理士等の資格を有する職員によるカウンセリングを行っており、犯罪被害者等が訪問しやすいよう警察本部庁舎外に設置するとともに、安心感を与えやすい環境の整備に努めている。



【カウンセリングルーム】

(2) 被害者支援のための基本的活動

殺人、性犯罪等の身体犯や交通死亡事故等の被害者及びその遺族に対するきめ細かな支援を行うため、「被害者支援実施要領」に基づき、

- あらかじめ指定された被害者支援担当者が、病院での診察や事情聴取時の付添い等、犯罪発生直後から犯罪被害者等をサポートする「早期支援活動」
- 事件を担当する警察官が、捜査状況や犯人逮捕等犯罪被害者等が必要とする情報を適時適切に提供する「被害者連絡活動」
- 住居地を管轄する交番等の警察官が、犯罪被害者等の住居地を訪問して再被害に対する不安の解消を図る「被害者訪問連絡活動」

を3つの柱とする総合的な被害者支援活動を推進している。

(3) 被害者相談の受理、カウンセリング等の推進

各種専門窓口において、犯罪被害者等からの相談を受理しているほか、性犯罪被害者については、より相談しやすいよう、原則24時間女性警察官が対応する性犯罪被害相談電話全国共通番号『#8103（ハートさん）』を運用して、相談時の負担軽減を図っている。

また、殺人、傷害、性犯罪を始めとする身体的な犯罪や、死亡事故を始めとする一定の交通事故の被害者等に対して、「被害者の手引」を交付するとともに、臨床心理士等の資格を有する被害者支援カウンセラーや委嘱相談員によるカウンセリングを行うほか、相談窓口や各種支援制度を教示するなど、きめ細かな支援を推進している。



【#8103（ハートさん）ポスター】



【被害者の手引】

(4) 犯罪被害者等に対する経済的支援

ア 犯罪被害給付制度

殺人等の故意の犯罪行為による不慮の死や、重傷病などの重大な被害を受けた犯罪被害者等に対して給付される犯罪被害者等給付金について、迅速な裁定に努め、被害者やその遺族の経済的支援を行っている。

イ 各種支援制度

犯罪被害者等に対する支援制度として、

- 身体犯被害者に対する診断書料等
- 性犯罪被害者に対する診察・検査料等
- 司法解剖後の遺体修復及び遺体搬送費用
- 司法解剖に伴う死体検案書料

- 一時避難場所の施設の使用に係る費用
 - ハウスクリーニングに係る費用
 - 精神科医等の診察及びカウンセリングに係る費用
 - 代替の制服等の購入に係る費用
- を補助し、犯罪被害者等の経済的負担の軽減に努めている。

(5) 関係機関・団体等との連携

ア 被害者支援連絡協議会

(ア) 兵庫県被害者支援連絡協議会

県や市のほか、医師会や弁護士会等被害者支援に係る関係機関・団体が相互に協力し緊密な連携を図るため、ネットワークを構築し、それぞれの専門分野についての情報交換や被害者支援に関する広報啓発活動などを行っている。



【兵庫県被害者支援連絡協議会】

(イ) 地域単位被害者支援連絡協議会

防犯協会等の地域の関係団体や教育委員会等の関係機関、民間犯罪被害者等支援団体等が緊密な連携を図るため、実践的なシミュレーションを基に、参画機関・団体が具体的に、どのような支援が可能かなどについて協議することで、参画機関・団体の対処能力の向上に努めている。

イ 犯罪被害者等早期援助団体との連携

犯罪被害者等早期援助団体に指定されている「公益社団法人ひょうご被害者支援センター」に対して、相談・直接支援・研修事業を委託するとともに、同センターと連携して、被害発生後の早い段階から犯罪被害者等の要望に応じたきめ細かな被害者支援に努めている。

ウ 自治体との連携

各自治体が制定する被害者支援条例に基づき、犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な被害者支援が行われるよう、各自治体と連携し、犯罪被害者等への支援を行うとともに、職員研修等による支援意識の醸成に努めている。

また、県においても犯罪被害者等の支援に特化した条例が制定され、現在、同条例に基づく犯罪被害者等支援計画の策定に向けた取組がなされているところであり、意見交換を行うなど、連携を図っている。

(6) 広報啓発活動の充実

「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり」に向けた気運の醸成を図るため、中学生、高校生等を対象とした被害者遺族等の講演による「命の大切さを学ぶ授業」を開催しているほか、犯罪被害者週間等における街頭キャンペーンや、兵庫県警察ホームページ、SNSの活用等、様々な広報媒体を通じた広報啓発活動の充実に努めている。



【命の大切さを学ぶ授業】

(7) 支援担当者に対する研修

適切な被害者支援を行うため、警察学校等において、支援に当たる警察職員に対し、

- 犯罪被害者等の心情を理解するための被害者遺族による講演
 - 代理受傷対策の必要性を認識させるための臨床心理士等による講義
 - 被害者支援に必要な知識を習得させるための医師、検察官等による講義
- 等を実施し、被害者支援に関する知識の習得と技能の向上に努めている。



【臨床心理士による講義】

2 県民の協力確保に向けた取組

(1) 県民に対する感謝状等の贈呈

警察に協力し、又は警察業務の運営に寄与するなどの功労があった個人又は団体に対し、事案の軽重、協力の程度等を考慮して感謝状等を贈呈している。

【感謝状等の贈呈件数】

区分 \ 年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R4年 11月末	R5年 11月末	増減
警察協力章	1	1	0	1	1	1	2	+ 1
本部長感謝状	33	45	29	24	55	29	43	+ 14
部長感謝状	93	114	97	79	82	82	81	- 1
署長感謝状	475	468	530	772	807	723	1000	+277

(2) 警察官の職務に協力援助した者等の災害に対する補償

職務執行中の警察官がその職務遂行上の必要により援助を求めた場合等に、職務によらないで協力援助をした者が災害を受けたときなどには、療養給付、障害給付、遺族給付等を行っている。